

令和2年7月30日

第101回 神戸市個人情報保護審議会

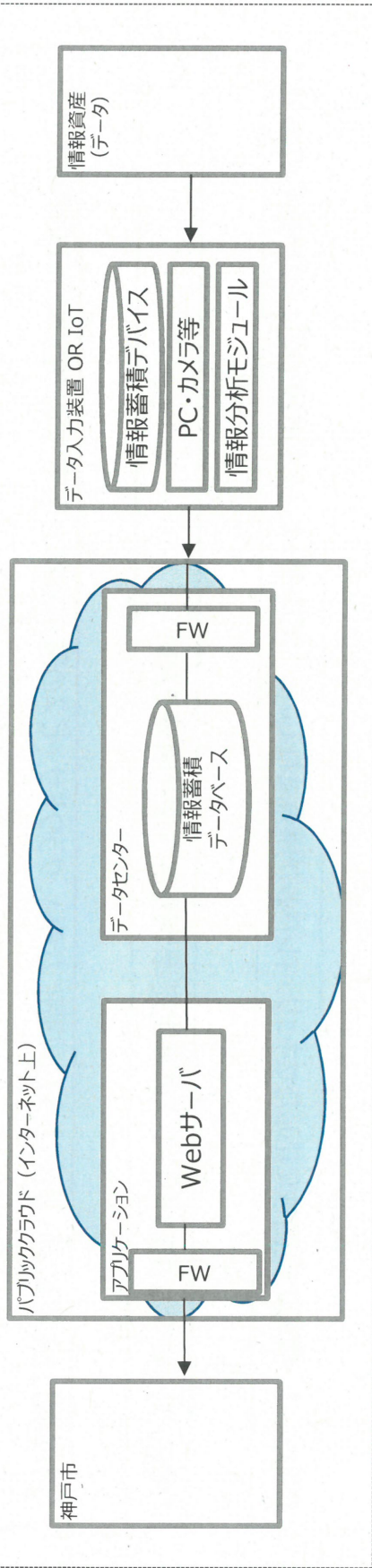
パブリッククラウドの利用方針等の
策定について
(報告)

パブリッククラウド（クラウドサービス）の利用方針等の策定について

令和2年7月30日
企画調整局情報化戦略部

- パブリッククラウド…インターネットを利用してクラウドサービス事業者が提供するアプリケーションやデータ保存領域等を不特定多数のサービス利用者が共同利用するもの
- オンプレミスで構築した情報システムやプライベートクラウド（専用）よりも安価に利用可能
- 代表的なものは、AWS（アマゾン）やMicrosoft Azure（マイクロソフト）等外資のサービス

パブリッククラウドを利用したシステム構成の例



① クラウドサービスの利用（機密性 2 以上の情報）に係る基本方針の策定（令和2年3月16日）

【ポリシー】 情報の機密性に応じたセキュリティレベルが確保されているクラウドサービスを利用すること（対策基準10.1.1）

【問題点】 安全なクラウドサービスの選定基準や選定方法が明確でない

【対応策】 国（省庁）のガイドラインの例にならない、クラウドサービスの選定基準や選定方法の基本方針を定めた

- (1) 国内法が適用され、裁判管轄権が日本にある、国内のクラウドサービス（データセンター）であること
- (2) 秘密文書相当の機密性を要する情報をパブリッククラウド上では扱わないこと
- (3) 住民記録や税等のマイナンバー利用事務系の情報をパブリッククラウド上では扱わないこと（対策基準5.1）
- (4) 個人情報等を扱う場合、データセンターと本市との通信は、閉域網や専用線、IP-VPN等を用いること（対策基準6.3.4）
- (5) CIO補佐官（情報化戦略部）の関与の下で、クラウドサービスの信頼性を総合的・客観的に判断して導入を検討すること

ただし、LGWAN-ASPサービス＜地方公共団体情報システム機構（J-Lis）が審査済＞を利用する場合は除外

※ 監視カメラ等の映像情報を分析に活用する事例等には、標準仕様を作成して導入検討の手続きを簡素化する

【国の動向】 国（省庁）でのクラウドサービスの安全性評価・登録の制度を令和2年度中に開始する

- ・ 安全性評価はレベル2（機密性2）の情報について整備するが、レベル3（機密性3）の実施時期は明らかでない
- ・ 将来的に、地方公共団体がクラウドサービスを利用する場合にも国の安全性評価・登録の制度を参考に予定

② インターネットVPN回線の利用（機密性2以上の情報）を認める基準の作成（令和2年3月16日）

【ポリシー】 機密性2以上の情報を取扱う場合、必要なセキュリティ水準を満たす適正な通信回線を選択すること
(対策基準6.3.4)
適正な通信回線・・・閉域イーサネット、専用線、IP-VPN等

- 【問題点】 閉域イーサネット、専用線、IP-VPN等は初期・運用の費用が高額なため、導入を断念することがある
- 【対応策】 IP-VPN等よりも安価なインターネットVPNの利用を認めることとし、その基準を作成した
- ・ 技術的にはIP-VPNとほぼ変わらないインターネットVPNの商品もあり、他自治体で認めている事例もある
 - ・ ただし、総務省の検討会ではインターネットVPNの導入に慎重である
 - ・ 情報化戦略部への個別協議により、クラウドサービスで取扱う情報やセキュリティ対策の内容等を総合的に判断して、インターネットVPNの利用を認める
- ① 高度の機密性を要する情報資産を取扱わないこと
 - ② インターネットVPNの設定が確実に行われること（チェックリストによる確認）
 - ③ インターネットVPNの適性が認められること（通信の品質、効率性、セキュリティ要件、コストメリット）

(参考) 情報の機密性分類

【ポリシー】 対象となる情報資産は、次の重要性の分類に従って分類する（対策基準4.1）

機密性3 行政事務で取扱う情報資産のうち、特に機密性を要する次のもの

- ・ 特定個人情報に関するデータ
- ・ 個人情報に関するデータ
- ・ 法令の規定により秘密を守る義務を課されているデータ
- ・ 部外に知られることが適当でない法人その他団体に関するデータ
- ・ 部外に漏れた場合に行政の信頼を著しく害する可能性があるデータ
- ・ 公開することでセキュリティ侵害が生じる可能性があるデータ

機密性2 機密性3には当てはまらないが、直ちに一般に公開することを前提としない情報資産

機密性1 機密性2又は機密性3以外の情報資産

【国や他都市の例】

○ 総務省作成の地方公共団体向けガイドライン及び国（省庁）のガイドライン

機密性3 秘密文書に相当する機密性を要する情報資産

機密性2 秘密文書に相当する機密性を要しないが、直ちに一般に公表することを前提としていない情報資産

機密性1 機密性2又は機密性3以外の情報資産

○ 他の政令市

本市と同様に、個人情報情報を最上位（機密性3）と区分しているところが多い